

## 令和元年度 都市民生委員会行政視察報告書

### 1. 視察日程

令和元年 10 月 23 日(水) ～ 10 月 24 日(木)

### 2. 視察先及び視察項目

- (1) 新潟県五泉市 「病児保育事業について」
- (2) 新潟県見附市 「スマートウェルネスについて」

### 3. 参加者

委員長 松本 敏夫  
委員 斉藤 万紀子、西山 丈由、斉藤 隆、中島 直樹、保泉 和正  
随 行 岡田 光弘（議会事務局）

### 4. 視察内容

#### (1) 新潟県五泉市

##### ■病児保育事業について

日時：令和元年 10 月 23 日（水） 午後 1 時 15 分～午後 3 時 20 分  
場所：五泉市役所第 1・2 委員会室

#### 〈視察目的〉

病気や病気回復期などにある子どもを仕事などの都合によって家庭で保育できない保護者に代わって、病院に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携を図りながら一時的に預かる病児保育事業の取り組みについて視察する。

#### 〈視察内容〉

##### □開設までの経緯：

平成 25 年 1 月に地元医師会、開業医、(医)真仁会に病児保育の運営について協議を実施。4 月に近隣市病児保育施設を視察。同月に(医)真仁会との協議を開始。9 月に施設整備に係る改修費の補正予算を上程。11 月に医師会理事会で病児保育の事業説明を行う。平成 26 年 3 月に市民に病児保育事業について周知。同月に市内医療機関に医師連絡票等の協力依頼。4 月に五泉市病児保育室「あおぞら」を開設。

□名称：五泉市病児保育室「あおぞら」（南部郷総合病院 2 階）

□開設：平成 26 年 4 月 1 日 □設置者：五泉市 □定員数：3 名

□運営者：医療法人社団 真仁会（五泉市との委託契約により病児保育施設を運営）

□予算(委託料)：令和元年度 12,405 千円

□利用実績：令和元年度 9 月末現在 197 人

□対象児童：

- ①市内に居住する生後6か月から小学校3年生までのお子さん
- ②病気や病気回復期にあり、集団保育などが困難なお子さん
- ③保護者が勤務等の都合により、家庭での保育が困難なお子さん
- ④かかりつけの医療機関の医師が利用について差支えないとするお子さん

□対象となる疾病・症状

- ①お子さんが日常罹患する疾病：発熱・感冒・消化不良症（多症候性下痢）
- ②伝染性疾患：インフルエンザ・水痘・風疹等（ただし医師が伝染力なしと判断した場合や隔離室にて保育が可能な場合）
- ③慢性疾患：ぜんそく等
- ④外傷性疾患：やけど等

□新体制に移行（令和元年12月1日）

- ・設置場所：五泉中央病院保育棟（新設） ・定員数6名
- ・対象児童：市内に居住する生後6か月から小学校6年生までのお子さん

□今後の取り組みと課題

- ・利用定員の増加に対する要望に対しては、新施設の開設により定員3名から6名へ拡大。
- ・市内に勤務している市外在住の保護者からの病児保育の利用要望に対しては、近隣自治体との広域連携による相互利用を検討。



《主な質疑》

問 定員増に伴う予算措置について。

答 主なものとして、保育士が1名増員されるため、その分の人件費が増加する。

問 病児保育室事業の実施について市民からの要望があったのか。

答 具体的な要望はなかったが、近隣自治体で実施していたため検討を行った。

問 事前登録が無い場合でも施設の利用ができるのか。

答 事前登録が無くても利用できる。事前登録することでアレルギー等の情報が把握

でき迅速な対応ができるため推奨している。

問 定員を超えた場合の対応について。

答 外傷などでお互い感染するリスクがない状況であれば、定員を超えて受け入れる場合もある。

問 対象児童は条件すべてを満たすことが必要か、また、例外はあるのか。

答 条件はすべて満たす必要があり、例外はない。

問 利用状況について及び利用料金に市からの補助があるのか。

答 利用者がいない日は、ほぼない。制度が浸透し保護者に認知されたことで利用者は右肩上がりである。利用料の補助は行っていない。

#### 《委員所感》

(松本委員)

病児保育室「あおぞら」は、お子さんの病気やケガ、病後時、仕事などの都合でご家庭で保育できない保護者に代わって一時的に預かる施設で、平成 26 年度に開設して以降、利用者は年々増加している。対象児童は、市内に居住する生後 6 か月から小学 3 生までのお子さん、病気や病気回復期にあり集団保育などが困難なお子さん、保護者が勤務等の都合により家庭での保育が困難なお子さん、かかりつけの医療機関の医師が利用について差支えないとするお子さんである。本市においても参考になる事業であった。

(斉藤万紀子委員)

五泉市で印象的だったのは、五泉市役所に入ってすぐの広いソファスペースと無料のお茶コーナー。ゆったり座れるスペースが市役所にあることで、市民も疲れたら休んだり歓談したり、待ち合わせをしたりなど、とても和やかな雰囲気であった。「ちょっと座ってお話し」をする場所がない羽生市。ぜひ羽生市役所内にもベンチスペースを設置することで、身近な憩いの場所を作れたらと改めて感じた。病児保育に関しても、病院と市が協力し運営することで、いざという時の安心が子育て中の家族に生まれる。そのような安心の積み重ねが日々の余裕となり、子どもたちの教育環境にも繋がるのではと感じた。現在の社会状況や共働き世帯の多さを鑑みても、羽生市でも病児保育を開設できるよう、しっかり取り組んでいきたい。

(西山委員)

親から見れば好都合ではあるかも知れないが、基本的には、自分の子どもは親が看病するのがよいのではないか。シフトを組まれては休むことができないことは分かるが、シフトを交代してもらいなど何らかの方法はないものか。普段から仕事に追わ

れて子どもと接する機会も少ないと思うので、病気になってしまったときくらいは、親がそばにいてあげることが子どもの為にも良いと思う。

(齊藤隆委員)

五泉市病児保育室事業は、子育て支援事業の一環として先進的な取り組みといえる。「市民の要望に行政としてどのように応えていくのか。」その一つの施策としての答えがここにあるのではないだろうか。

病児保育事業は、病気や病気回復期にあるお子さんの生命を預かるという事業であり、少なからず事業リスクが生じる。リスクゼロ・事故ゼロを当然のこととして事業運営を行うことは、大変なことと思う。

病児保育の対象児童を明確に規定し、とりわけ「かかりつけの医療機関の医師が利用について差し支えないとするお子さん」との項目は、専門的知見による規定として、位置づけられている。対象となる疾病・症状についても明確な規定を設けている。

また、事業推進における場である病児保育室は、事業の開始時から、令和元年12月からの新たな事業拡充における病児保育室「あおぞら」もまた、新病院完成に伴って当該病院内の保育棟が事業推進の場となる。

羽生市にあっても、子育て世代の保護者からの病児保育事業については要望が多く寄せられている。そこに市民の多くの要望（ニーズ）があるならば、行政としては、何らかの回答を出さなければならない。

病児保育事業は、事業リスクも含め事業実施へのハードルも高い。羽生市での事業実施については、五泉市病児保育事業で示された「対象児童」及び「対象となる疾病・症状」についても明確な規定を示さなければならない。病児保育室の設置は、病院内とすること。これは必須条件である。

当然のこととして、保育士・看護師・医師との連携が十分に図れることもまた必須事項だ。また、細やかな運営実施要領やあらゆる事態に対応できるマニュアルの類も整備しなければならない。財源についても、施設設置のための費用、事業運営のための年度ごとの経費についても慎重に計画をしなければならないと考える。事業実施に当たっては、十分な広報活動が必要である。五泉市では、平成26年3月より広報活動を行い市民への周知を図り翌4月には病児保育室「あおぞら」を開設している。

羽生市では、最低でも3か月程度の広報活動期間が必要と考えるがどうだろうか。行政視察として、有意義であり、得るものが多くあったことは幸いである。

(中島委員)

病気や病気回復期にある子供を仕事などの都合によって家庭で保育できない保護者に代わって、病院に併設された施設で保育士が看護師と医師と連携を図りながら一時的に預かる事業について視察を行った。

五泉市では子育て世代のニーズに応えるべく、市内の医療法人社団 真仁会に病児保育の事業委託を行っている。

## 【利用時間・料金】

### 8:30～17:30 の時間帯

4 時間超…2,000 円

4 時間以内…1,000 円

※延長保育をした場合は、それぞれ 200 円ずつ徴収

### 8:00～8:30 の時間帯

### 17:30～18:00 の時間帯

利用できる日数：連続 7 日間まで（土日祝含む）、保育定員：原則 3 名

事業委託料：令和元年度 12,405 千円（令和 2 年度は増室に伴い 15,000 千円）

来年度（令和 2 年度）に病院の移転新築を期に保育人数を現在の 3 室 3 名から 6 室 6 名に増室。

羽生市単独ではなく、医療法人の協力なしでは成り立たない事業である。既存施設を活用しての病児保育事業は、間取りや設備からして極めて困難なものとする。羽生市単独で事業を始めるならば、病児保育専用の施設を新築する必要がある。付け焼刃的な事業では、本来の病児保育の意味はなさない。

子育て世代からは病児保育事業のニーズは高いが、子供が病気の際は、その保護者が仕事を休むことが出来る社会環境を整えることも大変に重要と考える。

私自身、子供が幼少期は隣接市の病児保育を利用させていただいた。ニーズの増加にあわせ、羽生市でも事業の必要性を強く感じた。

## （保泉委員）

五泉市における病児保育事業の取り組みは、行政と地元医師会で互いの連携がよく図られており、また、運営者である(医)真仁会と地元開業医の理解と協力がしっかりしていると感じた。これは行政による働きかけによるものと感心した。病児保育室「あおぞら」は南部郷総合病院の 2 階フロアーに設置されている。病院スタッフと保育士の連携がよく図られており、保護者としても安心して預けられるのではないかと感じた。子どもも違和感なく過ごすことができるのではないかと思う。行政側も現場の声をよく聞き吸い上げてもらっているという声もスタッフから聞かれた。

## (2) 新潟県見附市

### ■スマートウエルネスについて

日時：令和元年10月24日（木） 午前10時00分～午前11時40分

場所：見附市役所委員会室

#### ≪視察目的≫

「歩く」ことで健康（健幸）づくりを推進する仕組みと、「健幸」をまちづくりの中核に据えた施策の取り組みについて視察する。

#### ≪視察内容≫

##### □「スマートウエルネスみつけ」とは

第5次見附市総合計画の都市の将来像に「スマートウエルネスみつけ」を掲げている。身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れる状態を「健幸（けんこう）＝ウエルネス」と呼び、まちづくりの中核に据えている。これまで進めてきた「食生活（食育）」「運動」「生きがい」「検診」の視点による健康づくり事業への参加を呼び掛けることに加え、健康に対する関心が薄い市民でも自然と健康になれるようなハード整備や仕組みづくりなど（※）を通じて総合的に「住んでいるだけで健幸になれるまちづくり」（スマートウエルネスみつけ）を進め、「日本一健康なまち」を目指している。

※ ①健康になれるまち（道路、公園、景観、交通）

②地域が元気なまち（経済活動、産業育成、交流）

③環境に優しいまち（ごみの減量化、新・エネルギー）

④健幸を理解し行動（教育、啓発）

##### □SWC（Smart Wellness City）施策を進める7つのポイント

①社会参加（外出）できる場づくり

②中心市街地を中核とした賑わいづくり

③歩きたくなる快適な歩行空間の整備

④特徴的な取組み（地域コミュニティの構築と協働のまちづくり）

⑤過度な車依存の脱却を可能とする公共交通の再整備

⑥まちをゾーニング

⑦SWC推進のカギは人材

##### □SWC 7つのポイント+3つの観点

①ゾーン設定と機能別の誘導（中心部は歩いて暮らせるまちづくり）

②地域包括ケアシステムの構築

③総合的な住み替え施策の推進

##### □健幸に関する条例と計画

自律的に歩くことを基本としたまちづくりを目指した条例

①見附市健幸基本条例（平成24年3月）

- ・市民一人ひとりの健幸の実現を目指す市の決意表明
- ②見附市歩こう条例（平成 24 年 3 月）
  - ・歩くことを基本としたまちづくりの基本理念（全国でも先進的な条例）
- ③見附市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年 12 月）
  - ・街区内道路は歩行者・自転車優先の道路構造へ
- コンパクトシティの道路施策
  - ①外環道の整備（通過車輛の交通量を抑制）
  - ②歩行者優先地域の設定（歩いて暮らせるまちづくり、ゾーン 30）
  - ③歩車共存道路の設計（市道構造の技術的基準）
  - ④レンタサイクルシステムの構築
  - ⑤ストリートファニチャーの整備（バス停上屋）
  - ⑥案内板・路面表示デザインの統一
- ウエルネスタウンみつけ造成事業（主な特徴）
  - ①無電柱化の街並み
  - ②最大幅 10m のプロムナード
  - ③公共用地が 51%（開発面積の 51% を緑地や公園として整備）



《主な質疑》

問 地域コミュニティについて。

答 小学校区単位で組織している。地域ごとに特色ある部会を設置し、地域特有の課題解決に取り組んでいる。組織全体の 30～40% が子育て世代の女性である。

問 地域コミュニティの活動資金について。

答 地域自治推進事業の活動交付金として、平成 30 年度は 5,000 万円を交付している。11 の地域コミュニティにそれぞれ配置している「ふるさとセンター長」（非常勤職員）1 人分の人件費を含んでいるが、自由度の高い交付金である。

問 全庁的な取り組みであるが、各部署との横断的な調整について。

答 庁内 20 の部局を企画調整課長補佐 5 人が分担して受け持ち、担当する部局の会議には企画調整課長補佐も参加し情報提供や調整を行っている。また、市長自ら SWC の考え方を職員に説明し、職員はどここの部署に配属されても、目指すものは「SWC みつけ」であるという考えのもとで事業を進めている。

#### 《委員所感》

(松本委員)

見附市では、超少子高齢化・人口減少社会の到来により、いきいき健康づくりとして、「食生活」(食がいかにか大切に知っているまちプロジェクト H15～)、「生きがい」(ハッピーリタイアメント・プロジェクト H16～)、「運動」(健康運動教室 H14～)、「健(検)診」(小児生活習慣病予防事業 H11～:小学校4年生と中学校1年生を対象に実施。血圧、血中脂質、肥満度を検査。小児の血圧基準「見附スタディ」確立。)の4本柱を立てて取り組んでいる。さらに、普段の生活で自然と必要な運動量が満たされるまちづくり「歩いて暮らせる Smart Wellness City」を目指し、まちづくりの全体要素として、「健康になれるまち」「地域が元気なまち」「環境に優しいまち」「健幸を理解し行動」を推進している。本市においても参考になる事業であった。

(齊藤万紀子委員)

健康、地域、環境をキーワードにまちづくりを進める見附市は「スマートウェルネス(健幸)」シティを目指し、社会参加(交流拠点や生きがい・社会貢献)のための場作りに始まり、歩きたくなる歩行空間の整備、車依存の脱却を可能とする公共交通の再整備など進めることで、医療費の抑制やSDGs未来都市の選定などの結果に繋がっている。特に素晴らしいと思ったのが、専属職員を配置して、学校や区長会、消防団や各町内と協力し、1年以上かけて設立した市内全域にある11の地域コミュニティである。トップダウンではなく、地域の必要性(防災や子育て支援など)に応じ自分たちで設立した組織であり、それぞれ組織体制や参加している世代も違う(例えば子育て中の女性が多かったり、年配の方が多かったり)中で様々な活動をしている。さらに、各地域コミュニティへのワゴン車の貸し出しで、観光や病院への送迎、部活で利用など、それぞれが運用方法を考え、自分たちで運行している。

羽生市で見習うことも多い見附市の政策。すべてのカギは人材だそうで、市長講師による職員の勉強会などもある。しっかり長期的な目的をたて、施策ごとに検証評価することが成果につながっている。今回の視察を生かしていきたいと思う。

(西山委員)

病気は歩くことで予防・改善できるということは十分理解できるが、現在体が健康であると思うとなかなか実行することが困難である。しかし健康でなければ体を動かすことができないので、私も予防のために頑張ろうと思う。以前、国からふるさと創



生金が交付され、地域の活性化を図ることを目的として、地域へ補助金として交付し、いろいろな行事をおこなったことがあった。住みたい、住んでみたい、住み続けたい羽生市を住民一人ひとりが考えていく必要があると感じた。

(齊藤隆委員)

少子高齢化及び人口減少社会という大きな社会的課題に対して、その解を「スマートウェルネス」に見出す見附市に、これからの中小自治体としての存在感を見る思いがした。

見附市では、「スマートウェルネス」をまちづくりの基本事業として位置づけて今日まで事業推進を図ってきた。

市長を中心とした企画会議により、企画室 5 人のメンバーが、市行政組織の各部・各課との調整を図り施策事業としての共有性、また、合意形成を整えながらプロデュースしていくという作業の連続は、トップダウンという組織的優位性があるとはいえ極めて大きな労力を必要とすることだと思慮する。

市民の健康、とりわけ健康寿命の延伸がスマートウェルネスシティで暮らす市民にとって自然と図られていく、そして身についていくまちづくりであると思う。

「スマートウェルネスシティ」の思想は、いわゆる「健康志向」とは別のベクトルとなっているのだと感じた。

スマートウェルネス事業総体の中でも関心の寄せる事業について記したいと思う。

一つ目には、小児生活習慣病予防事業である。この事業は、平成 11 年から新潟大学医学部小児科と連携し行われている。内容としては、小学 4 年生と中学 1 年生を対象に血圧・血中脂質・肥満度を検査するものであり、小児の血圧基準「見附スタディ」を独自に確立した。

また、当該検診は、追跡調査検診としての側面を持ち、今日の子どもたちの現代病ともいえる各疾患の発見治療に大きな役割が果たせるものと思う。

事業取り組みの当初においては、子ども検診に採血まで行うことの是非の議論があったと聞くが、羽生市で同様の事業を行うとすれば、それは、やはり事業推進のボトルネックになるのではないだろうか。

しかし、子どもたちの健康維持を考えれば、効果を発揮する事業となるだろう。

二つ目には、地域コミュニティの構築事業である。

この事業は、地域コミュニティ組織を市内 11 地区（概ね小学校通学区）に再構築した。

この事業推進は、行政が主導的に役割を果たしつつ、地域コミュニティの独自性を担保していくことは、今後の「共助」という名の役割を担う地域コミュニティの再生に大きな端緒となるものとする。

三つ目には、車依存の脱却を目指し、公共交通の整備事業は、一つの方式に捉われることなく多様な移動手段の選択を可能としている。

それは、まさに公共交通の再整備を目指したといえる。

例えば、目的とする移動地の状況に応じて、路線バス（広域）・コミュニティバス（市街地）・デマンドタクシー（郊外）・コミュニティワゴン（地域コミュニティの内外）などである。

公共交通の利用者は、平成 16 年度 14,472 人だった。その後、年々右肩上がりが増加し平成 30 年度は、18 万 2,155 人となり、なんと 12.6 倍の利用実績となっている。

このような、公共交通の充実・利便性の向上と相まって「自家用自動車依存からの脱却」という市民意識の高揚があったものと考えられる。

このような事業の取り組みの中にあって、きわめて独自性の高い事業として見附市がコミュニティワゴン車を 11 の地区に各 1 台ずつ貸与する制度は交通弱者の支援を通して地域コミュニティの深化が図れる事業として注目される。

スマートウエルネスシティを目指すまちづくりの方向性を見誤ることの無いように担保とするために、また思想としてのバックボーンとなるべき条例制定なども確かな施策の実現性を生む要因となるだろう。

例えば、自律的に歩くことを基本としたまちづくりを目指し、市民一人ひとりの「健幸」（見附市では健康を健幸と表現する）に実現を目指す市の決意表明として「見附市健幸条例」（平成 24 年 3 月制定）。歩くことを基本としたまちづくりの基本理念を定めた「見附市歩こう条例」（平成 24 年 3 月制定）。街区内道路は、歩行者・自転車優先の道路構造とすること旨とした「見附市道の構造の技術的基準を定める条例」（平成 24 年 12 月制定）。などがある。

時間の関係上説明されなかった国連による「持続可能な開発目標（SDG s）」達成へ向けた果敢な挑戦（自治体 SDG s モデル事業）も関心を寄せるべき事業である。

今後、すべての自治体・企業・団体等が SDG s に取り組まなければならない。

以上、思いに任せて記してきたが、見附市のスマートウエルネスシティの基本的理念や制度としての構築は、今後の羽生市のまちづくりの在り方に大いに参考となる。

しかし、そのすべてをあたかもなぞるように「まねる」ことはできないし、やるべきではないだろう。

そこには、地域性という問題もある。財政的な課題もある。

一つ一つそれぞれの事業を精査しつつ羽生市にとって何が必要な事業なのか。有効な施策となるのか。何が実現可能なのか。多様な議論を重ね、今後時間をかけつつ考えていきたい。

（中島委員）

少子高齢化・人口減少が急速に進む中、高齢になっても地域で元気に暮らせる社会を実現するためにも「健幸＝健康で幸せ（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること）」づくりの支援が求められている。こうしたまちづくりを基本に据えた政策を連携しながら実行し、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデルを『Smart Wellness City（スマートウエルネスシティ）』という。全国では 54 の自治体が研究会に加盟している。

見附市は「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」の指定を受け、市長がトップダウンで「そこに住んでいるだけで健康に」施策を示し見附市役所各課が横断的に取り組み体制づくりを行っている。

- 生活習慣病を改善するにはどうしたら良いのか？→歩くことで予防、改善できる。
  - ・歩きたくなる道路等の整備
  - ・地域公共交通体系の整備
- 地域が元気なまち
  - ・産業振興 雇用機会の創出
- 環境に優しいまち
  - ・ごみの減量化、新省エネルギー
  - ごみの減量、廃食用油の回収、全小中学校の太陽光発電装置の設置、YM 菌による生ごみ実証事件
- 健幸を理解し行動
  - ・健幸教育・啓発の推進
  - 喫煙防止講演会 人間力をはぐぐむ「四つ葉運動」 共創郷育 など

市役所全体で保健事業を位置づけることと、健康分野で大学など研究機関との連携を進めていることが先進的である。

市長のトップダウンによる施策とはいえ、住民の理解がなくては進められない事業である。住民らと時間をかけての事業を積み上げたことに加え、目に見える数字として医療費や介護給付費の削減により、住民の多くの方に「健康、健幸」が認識され、さらに活発に事業展開が行われているように思える。

特区指定を受けており、補助事業の対象となっているため、一朝一夕に進めれる事業ではない。しかしながら、「歩くこと」は健康増進、体力強化には有効であることは事実として認められている。羽生市においてもいきいき 100 歳体操に加え、「歩くこと」を推奨し、歩きたくなるような環境整備は大変に重要なことであると考えている。

また、羽生市においても、自動車に頼らず、生活することが出来る環境を作るために、地域コミュニティの再構築の必要性を感じた。

(保泉委員)

スマートウェルネスシティの実現に向けて、骨格となるいきいき健康づくり事業の4本柱が食生活、運動、生きがい、健(検)診である。これらの事業を細分化した施策を市民に推進し、その成果を医療費の抑制や介護認定率の低下につなげている。例えば、病気は「歩く」ことで予防・改善できるとして、1日今より1,500歩多く歩くことで、一人あたり、年間35,000円の医療費が抑制できるとして、市民に歩く習慣を付けることを進めている。ハード面においては、健康になれるまちづくりを目的に、歩きたくなる歩行空間の整備として、歩行者を優先した道路やウォーキング・サイクリングコースなどの整備を推進している。これらの施策に対し、しっかり検証し結果を出している。本市においてもできることと考え、実のある視察研修であった。